「プラスチック製容器包装」についての質問とその回答集

質問

なぜ容器と包装だけがプラスチック分別収集の対象なのですか?

回答

「プラスチック製容器包装」の分別収集は、「容器包装リサイクル法」に基づいて実施するもので、この法律では、消費者(市民)が分別排出し、市が分別収集し、容器包装を製造もしくは利用する事業者がリサイクルの義務を負うという役割分担が定められています。

「プラマーク」は、これらの事業者がリサイクル費用を負担している証として、対象となる容器包装に表示されています。

「プラスチック製容器包装」以外のプラスチックについては、「容器包装リサイクル法」の対象外であり、このような費用負担やリサイクルの仕組みがないため、分別収集の対象とはなりません。

質 問

集めたプラスチック製容器包装はどこでどのようにリサイクルされるのですか?

回答

- ・市が収集した「プラスチック製容器包装」は、異物を取り除き、圧縮・梱包して、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人である「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」を通じて、リサイクル事業者に引き渡しています。(市及び豊中市伊丹市クリーンランドの役割はここまで)
 - ・リサイクル (再商品化) の手法は、主として、以下の2つです。
 - 1) 新たなプラスチック製品に作りかえるマテリアル(材料)リサイクル
- 2) 化学的に処理して製鉄の工程などに利用するケミカルリサイクル
- ・本市の「プラスチック製容器包装」が、どこのリサイクル事業者により、 どの手法でリサイクルされるかは、「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」が毎年、 全国規模で行う入札により決定されるため、市が関与することはできません。入札の結果 により、マテリアルリサイクル業者、またはケミカルリサイクル業者に引き渡しています。

●主なリサイクル品

マテリアルリサイクル:ベンチ、プランター、車止め、擬木、植木鉢、コンテナ、 押入れラック、ごみ箱等

ケミカルリサイクル : コークス炉化学原料、高炉還元剤、油化、ガス等

●収集の流れ

各家庭からごみステーションに出された「プラスチック製容器包装」は市が収集し、豊中市伊丹市クリーンランド(豊中伊丹スリーR・センター)に運搬し、異物や汚れたものを取り除き、一定の質を確保した上で、(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて、同協会が入札により決定したリサイクル業者に引き渡します。

質 問

プラスチック製容器包装には、すべてプラマークが付いているのですか?

回答

容器包装リサイクル法対象の「プラスチック製容器包装」には原則として「プラマーク」が表示されていますが、ごく一部例外的に表示がない場合でも対象となる品目(無地のレジ袋など)もあります。ごく一部の例外的な品目があることを説明しますと、市民の皆さまが混乱されることも考えられますので、新分別冊子や地域説明会等での周知・啓発活動の際には、分かり易さの観点から、「プラマーク」を目印に分別していただくようご案内しているところです。

なお、プラマークですが、「容器包装リサイクル法」の対象となる「プラスチック製容器包装」には、法律(「資源有効利用促進法」)により、マークの大きさについて決められています。製品自体の大きさや表示位置が様々であることもあり、「プラマーク」が見つけにくい、わかりにくいとの声もお聞きしています。市としても、従来から他都市と連携し、製造事業者等に設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務付けることなどを国に要望してきており、今後も市民の皆さんが「プラスチック製容器包装」を少しでも分別しやすくなるよう、また適切なリサイクルが行なわれるよう国に引き続き要望していきます。

質 問

プラスチック容器包装分別収集の対象とならないプラスチックごみは何ですか?

回答

「プラスチック製容器包装」に該当しないものは以下の通りです。 基本的には「プラマーク」がついていないものとお考えください。

●容器や包装でない商品そのもの

例:飲料用ストロー、弁当のスプーン、寿司の中仕切り(緑色のフィルム)、おもちゃ、 バケツ、ビデオテープ等

- ●商品の容器及び包装に該当しないもの
- (1)入れられるもの又は包まれるものが「商品」でないもの

例:ダイレクトメールを入れた封筒、景品や試供品を入れた容器包装、クリーニングの袋、 ビデオ・CDのレンタルの際に使用される袋、フィルムのネガを入れた袋

(2) その商品を入れるためだけに使うものではないもの

例:マイバッグ(マイバッグは買物のたびに繰り返し使う物であるため、中に入れる商品は、そのたびに変わるため)

- ●その商品を使い切ったり、又はその商品と分けて離した場合に、不要にならないもの (持ち運び時や保管時の安全性のために必要かどうか、その商品の品質を保つために必要 かどうか等で判断)
- (1) 通常、分けたり離したりして使うことが考えられないもの

例:ボールペンの軸(通常、ボールペンの軸を外して使用しない)、保冷剤を直接入れた 個袋(通常、保冷剤を出して使用しない)、洗剤等に添付されている計量カップ(付属品)

(2) 通常、持ち運びのために必要なもの

例:CD・カセットテープ・ビデオのケース、楽器・カメラのケース、 テニスラケットのケース、電動工具のケース、積み木のケース

(3) 通常、保管するときの安全性、品質を保つために必要なもの

例:歯磨きのトラベルセットや化粧品の携帯用ポーチ、万年筆の保管用ケース

質問

汚れ(異物や食べ残し)が取れない「プラスチック製容器包装」はどうしたらよいですか?

回答

残り水で軽く洗ったりふき取ったりしても汚れが取れないものは、リサイクルの支障となりますので「可燃ごみ」の日に出してください。

「プラスチック製容器包装」は再びプラスチック製品などにリサイクルされますが、汚れたものが混入しているとリサイクルできなくなってしまうだけでなく、きれいに出された他の「プラスチック製容器包装」にまで汚れが拡がってしまうため、汚れを落として出すようお願いしています。あまり汚れたものが増えると、せっかく分別していただいても、リサイクル業者から引き取りを拒否される場合もあります。

今後とも、ごみの減量・資源化に ご理解とご協力を賜りますよう お願いいたします。

